



平成20年 2月15日 開会

平成20年 2月15日 閉会

平成20年 2月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成20年2月定例会会議録目次

広域連合議会定例会の招集について	1
議案の送付について	2
定例広域連合議会運営予定表	3
議 事 日 程	4
会議に付した事件	4
監査結果報告一覧表	5
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した書記	6
開 会 宣 言	7
報 告	7
日程第1 会議録署名議員の指名について	7
日程第2 会期の決定について	7
日程第3 一般質問	8
・ 1番 田辺 昭夫君	8
広域連合長 井手 紘一郎君	14
事務局長 猶村 勲君	14
・ 1番 田辺 昭夫君	16
事務局長 猶村 勲君	17
・ 1番 田辺 昭夫君	18
日程第4 議案第1号「平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号)」	18
広域連合長 井手 紘一郎君(提案説明)	19
事務局長 猶村 勲君(提案説明)	19
採 決	20
日程第5 議案第2号・議案第3号	20
広域連合長 井手 紘一郎君(提案説明)	21
事務局長 猶村 勲君(提案説明)	21
会議録署名議員の追加指名について	25
・ 1番 田辺 昭夫君(質疑)	25
事務局長 猶村 勲君	26
・ 1番 田辺 昭夫君(質疑)	26
事務局長 猶村 勲君	27
・ 1番 田辺 昭夫君(質疑)	27
・ 1番 田辺 昭夫君(討論)	28
採 決	28
日程第6 議案第4号・議案第5号	28

事務局長	猶村 勲君（提案説明）	29
採	決	29
日程第7	議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例 基金条例」	30
事務局長	猶村 勲君（提案説明）	30
採	決	31
日程第8	議案第7号「岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増 減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について」	31
事務局長	猶村 勲君（提案説明）	31
採	決	32
日程第9	請願第2号「「運営協議会」（仮称）の設置を求める請願」	32
・ 1番	田辺 昭夫君	32
採	決	33
閉 会 宣 言		33
一般質問発言通告一覧表・議案質疑通告一覧表		34
会議録署名議員		35

岡 広 総 第 3 5 8 号
平 成 2 0 年 1 月 2 1 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

平成20年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会の招集について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第1号の写しを添えてお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第1号
平成20年1月21日

平成20年2月15日（金曜日）午後1時30分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

岡 広 総 第 3 5 9 号
平成 2 0 年 1 月 2 1 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

議案の送付について

平成 2 0 年 2 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 1 号 平成 1 9 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 号 平成 2 0 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 3 号 平成 2 0 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例
- 議案第 7 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について

平成20年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会
(会期 1日間)

2月定例広域連合議会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
2月15日	(金)	午後1時00分	全員協議会	
		午後1時30分	本 会 議	会議録署名議員の指名について 会期の決定について 一般質問 議案の上程・採決 請願の上程・採決

議 事 日 程 (第 1 号)

平成20年2月15日(金)午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	会議録署名議員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	一 般 質 問
第 4	議案第1号 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号) (上程・採決)
第 5	議案第2号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 議案第3号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 (上程・採決)
第 6	議案第4号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 議案第5号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (上程・採決)
第 7	議案第6号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例 (上程・採決)
第 8	議案第7号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岡山県市町村総合事務組合同規約の変更について (上程・採決)
第 9	請願第2号 「運営協議会」(仮称)の設置を求める請願 (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
4	19.8.13	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年6月分例月出納検査結果報告
5	19.9.7	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年7月分例月出納検査結果報告
6	19.10.3	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年8月分例月出納検査結果報告
7	19.11.6	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年9月分例月出納検査結果報告
8	19.12.4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年10月分例月出納検査結果報告
9	20.1.8	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年11月分例月出納検査結果報告
10	20.2.5	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年12月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	田 辺 昭 夫	出席		9	石 垣 正 夫	出席	
2	中 村 勝 行	〃		10	立 岡 脩 二	〃	
3	宮 武 博	〃		11	古 市 健 三	〃	早退
4	伊 達 嚴 男	〃		12	奥 村 忠 夫	〃	
5	平 野 敏 弘	〃		13	佐 藤 友 彦	〃	
6	西 山 宣 治	〃		14	道 上 正 寿	〃	
7	秋 岡 毅	〃		15	山 野 通 彦	〃	
8	荒 嶋 龍 一	〃					

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	井手 紘一郎	業務課資格管理班長	山 根 啓 史
副広域連合長	重 森 計 己	業務課保険料班長	小 野 英 樹
副広域連合長	高 木 直 矢	業務課給付班長	内 田 浩
事務局長	猶 村 勲	業務課保険料班主任	泉 靖 司
総務課長	池 田 敏 雄		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	梅 田 裕 之	書 記	上 井 勉
書 記	今 井 耕 太	書 記	垣 内 学
書 記	吉 山 慎 一		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○議長（中村 勝行君）

御苦労さまでございます。

本日、平成20年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されましたところ、皆様方には大変御多用の中、またお寒い中を御参集いただきまして大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

報 告

○議長（中村 勝行君）

この際、報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、平成19年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますのでごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村 勝行君）

日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、古市健三議員、12番、奥村忠夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村 勝行君）

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第3、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

1番、田辺昭夫です。2月定例会におきます一般質問を行います。

この4月から導入されようとしている後期高齢者医療制度でありますけれども、その中身が少しずつ知られる中で、この制度に対する国民の不安また批判というものが広がっております。

先日、民放のテレビ番組を見ておりましたら、「主治医が見つかる診療所」という番組をやっております、国会議員と著名なお医者さんの討論番組でありました。その中で旭川赤十字病院の脳神経外科医の上山博康さんという方、一日睡眠時間が4時間、年間300人の手術をこなすという超有名な脳神経外科医でいらっしゃいますけれども、この方が後期高齢者医療制度について、75歳以上にはまともな医療を受けさせないで医療費を削減しようということだ、やがて公園に死体が転がる時代になる、施行するのが理解できないと痛烈に批判をされております。

また、国会において、後期高齢者医療制度、これの中止または撤回というような内容の議案が野党を中心にして提案されるということもお聞きをしているところであります。

医療費を削減することを目的にし、高齢者を差別するというような、皆保険制度をとっている国々では類を見ない最悪の医療制度ではないかと。この4月から実施中止、制度の撤回を求める声が上がっているのは当然だと思います。

私は広域連合として、そうした国民の声、これに耳を傾けて真剣な対応が求められると感じるところであります。

そこで、以下7点にわたり質問をいたします。広域連合長並びに事務局長の責任ある答弁を求めるものであります。

まず1点目は、今、全国で500以上の地方自治体の議会におきまして、後期高齢者医療の中止・撤回や制度の見直しを求める請願が、意見書が議会で採択をされております。

岡山県内でも六つの市と町でこの請願が採択をされました。笠岡市、新見市、久米南町、鏡野町、奈義町、美咲町ということで、広域連合に対する意見、また国に対する意見書という形での採択がなされております。その中では、このように言っています。

ちょっと読ませていただきますと、昨年6月に成立した医療制度改革関連法に基づいて、来年4月から——今年4月からですね。75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が実施されようとしています。高齢者からは、どんな制度か知らない、保険料が幾らになるのかなど不安の声が広がっています。介護保険料と合わせると平均でも1万円を超える保険料負担、保険料滞納者の保険証の取り上げ、資格証明書の発行、高齢者だけの別建ての診療報酬の導入など疑問の声も高まっています。こうした中で後期高齢者医療制度の実施は、高齢者を初め多くの国民から医療を遠ざけるものと言えます。よって、だれもが

安心して医療が受けられるように、国の責務を明記した憲法第 25 条の立場に立って下記の事項を強く要望しますということで、一つ目が、保険料については後期高齢者の生活実態等を踏まえ、支払い可能な保険料額にすること。二つ目、保険料を支払うことによって生活保護基準を下回る高齢者からは、保険料を徴収せず、国と岡山県にその補てんを要求すること。三、岡山県後期高齢者医療広域連合として独自の保険料減免制度及び一部負担減免制度を設けること。四、保険料滞納者に対して生活実態や状況を把握し、判断し、適切な措置を講じられたい。五、高額医療・介護合算療養費の払い戻し手続は、後期高齢者の負担を軽減するため初回のみ申請とし、2回目以降は自動払いとすること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するというので、意見書が広域連合長にあてて提出をされているところであります。

そこでお尋ねをいたしますけれども、この議会の意思というのはそのこの住民の皆さんの意思が示されたというふうに解釈をするわけですが、広域連合長はこの意見書をどのように受けとめていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

二つ目は、住民の声であります。

先月末に、後期高齢者医療制度の対象者に対して制度の内容を解説したパンフレット、これが個別に通知をなされました。このパンフレットを受け取った高齢者から問い合わせが集中をしているとお聞きをしております。中には市町村の問い合わせ番号が入っておりまして、各市町村の担当窓口は電話がひっきりなしに鳴っていたというふうにお聞きをしております。倉敷市でお聞きをいたしますと、これが届けられてからこの間、全部で 1,151 件問い合わせがあったということで、その中では保険料に関する、また制度そのものに関する問い合わせが多かったというふうにお聞きをしております。

そこでお尋ねをいたしますけれども、この間、広域連合として県民の意見をどのように集約をされてきたのか、そして今回、こういうパンフレットが配布された後、どのくらい広域連合として県内で問い合わせがあったというふうに把握をされているのか、そのことについてお尋ねをしておきたいと思っております。

三つ目は、制度の周知についてであります。

この間行われてきた周知は、6月のときに新聞折り込みで出されたパンフレットの配布、それから今回の個別のこのパンフレットの配布ということですが、その周知で十分だとお考えになっているのでしょうか。75 歳以上の高齢者について、年金額が年間 18 万円以上の高齢者は、この 4 月からは強制的に年金から保険料が天引きされます。

私もちょうどこの高齢者の世帯をお訪ねをいたしまして、いろいろ後期高齢者のお話をしたわけですが、その方は 78 歳のひとり暮らしの方でありましたけれども、私が後期高齢者医療制度の話をして、何のことかわからないと、一体それはどういうことですかということを言われました。パンフレットについて、お宅へ配られたでしょうと言いましたが、いや気がつかないということでもあります。

4 月から新しい制度が始まることすら知られていないという実態があります。こういうパンフレットもよく読まれていないということもあるのではないのでしょうか。こうした世帯が私は多く存在しているのではないかと思うわけがあります。この 4 月から保険料が年金から天引きされて初めて制度が変わったことを知ると、こういうとんでもない事態も起きるのではないかと思っておりますが、この点について、広域連合としてどのように考えて

おられるのか、お尋ねをいたします。

先日2月6日に、全国老人医療・国民健康保険主幹課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議というのが厚生労働省の主催によって開かれております。その中で、後期高齢者医療の被保険者となる者に対する周知事項についてということで、文書が配られておりました。

その中では、後期高齢者医療制度では被保険者1人1人に保険料を負担していただくこととしており、また、制度施行当初から年金からの保険料の徴収が実施されることから、その賦課・徴収の仕組みや要件について十分に周知を行う必要があります。被保険者になる方については、これまでの制度そのものの内容の周知に加え、個々の被保険者に対し、みずからの給付や負担、特に保険料の賦課・徴収がどのように行われるのかについて、施行の前のできるだけ早い時期に情報提供を行うことが重要です。特に、年金から保険料が徴収される方に対しては、年金からの徴収の仕組みや実際の徴収時期、徴収額等について丁寧に説明し、御理解をいただくとともに、低年金受給者など生活困窮者に対しては、きめ細かな納付相談を行うことが必要です。つきましては、その周知徹底を配慮していただくようよろしくお願いいたしますということで、厚生労働省から文書が出ているわけですが、これを受けて岡山県後期高齢者医療広域連合としてどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

また、世帯主が後期高齢者に移行することにより、扶養家族がそれまで加入していた保険から抜け、新たな保険加入の手続きが必要になってくる場合があります。例えば、社会保険の本人の方が後期高齢者の場合、これは全国で30万人ぐらいいるというふうに言われておりますけれども、この4月からは、それまで夫の社会保険の扶養に入っていた75歳未満の妻、この方は社会保険から脱退をしなければなりません。そして新たに国保なり他の家族の扶養に入るか、この手続きが必要になってまいります。また、建設国保の本人が後期高齢者の場合も同様のことが起きるわけでありまして、これは、現在扶養に入っている方が自分で新たな保険の加入手続きをしなければなりません。知らないで放置をしておりますと無保険になってしまう、こういう危険があるわけでありまして。

これについては、各社会保険や建設国保など、それぞれの保険者において周知がなされるということもお聞きをしておりますけれども、それがきちとなされているのか、どういう手段でやられているのか、そして、それに基づいて扶養の方が新たな保険に入る、そういう手続きがぴしっと行われているのかどうか、広域連合として把握し必要な対応が求められていると思っておりますが、いかがでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

さらに、65歳以上の障害者への対応です。

後期高齢者医療制度の対象者は75歳以上の高齢者に加え、65歳以上の障害者、この方々も対象になってまいります。いわゆる老人保健法に基づく障害認定を受けている方、例えば障害の1級から3級、精神障害者保健福祉手帳の1級、2級、療育手帳のAというような方々が対象になるわけでありましてけれども、この方については、老人保健法の障害認定が後期高齢者の広域連合の障害認定とみなされ、引き続き後期高齢者医療制度の被保険者になるわけでありまして。しかし、障害認定の申請の撤回が出された場合には、後期高齢者医療に移行しないこともできるわけですので。つまり65歳以上の障害者は、後期高齢者医療制度に移行するか、現在加入している健康保険を続けるか、選択をすることができるわけで

あります。

これも障害者自身が障害認定の申請を撤回しなければ、自動的に後期高齢に移行してしまうわけであります。選択をする際、現在加入している保険は何か、保険料をどのくらい払っているのか、扶養になっているかどうか、また単県医療費、重度心身医療費の受給者かどうかといった1人1人の状況によって、どちらを選択した方が本人にとっていいのか、こういうことで違ってくるわけであります。

丁寧な説明と対応が求められます。

この間、市町村で個別に通知を出しているところもあると思いますけれども、なかなかわかりづらいのが実態であります。大体障害者の方に障害認定の申請の撤回が必要と、こういうふうに説明をしても、何で障害者の認定を取り下げる必要があるのか、こういう、わからないという、そもそもの言葉の意味がわからないという質問が、疑問が出てくるわけであります。

ちょうど私は、きのう家に帰りましたら、視覚障害者の方からメールが来ておまして、こういうメールが来ておりました。

田辺さん、こんにちは。さて、次々お願いばかりで申しわけないのですが、今度は後期高齢者医療のことで封書が届いてきました。ヘルパーさんに読んでもらっていても、内容がよくわからないと言われて、聞いている私も理解できませんでした。何だか選びなさいということが書いてあるそうです。これってどうすればいいのでしょうか。返事を出さないでいるといけないのでしょうかね。でも、よくわからないのに返事も出せないで困っています。大変でしょうが、私にもわかるように教えていただけませんか。

こういうメールがきのう届いておりました。

こういう障害者の方は、私はたくさんいらっしゃると思うわけであります。制度の内容、自分がどういう保険を受けているのか、そして後期高齢者に移行したらどうなるのか、移行しなかったらどうなるのか、そういうことがきちっと理解をされて、そして自分で選択をしていただかなければならないと、こういうことでありますから、きちっときめ細かい、丁寧な対応が強く求められていると思うわけでありますけれども、広域連合としてどのようにされるのか、明快な答弁を求めるものであります。

次に、保険料の独自減免と一部負担金の減免についてであります。

御存じのように、条例第18条では、災害また本人の入院、障害、死亡で収入が著しく減少した場合、また失業などによって所得の減少した場合、またそれに類する場合に保険料の減免が適用されるとなっております。去る11月議会でも、私の質問に対して事務局長は、その具体的な減免基準は現在検討中で、広域連合内の統一の減免基準を規則または規程で設ける予定だと、このようにお答えになっておりますけれども、具体的にどのような検討がなされたのか、どういう結論になったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

東京都の広域連合は、先日独自の保険料の軽減措置を発表いたしました。条例の改正を行いました。それは、低所得者の保険料を2008年と2009年度に限って独自に軽減するというものであります。軽減策は、年金収入、年額でありますけれども、208万円以下の約9万1,000人が対象でありまして、所得割分について、それぞれ25%、50%、75%、100%の4段階で減額をするというものであります。

私は、岡山県でもこうした低所得の方への保険料の減免措置がどうしても必要だという

ふうに思います。

今、年金額が月1万5,000円以下の方、これは岡山県で、広域連合の調査で言いますと4万9,638人いらっしゃると言われております。全体の2割の方が、保険料を自分で納める、特別徴収になっていない、普通徴収になっている方が4万9,638人おられるわけですが、その方々も、年額保険料は最低年間1万3,000円、7割減で1万3,000円は負担しなければならないというわけであります。

私は生活保護基準以下で生活している高齢者については、その分保険料の全額免除、こういうものをすべきではないかと考えますが、当局の見解を求めます。あわせて規則で規定するとした一部負担金の減免制度、この内容はどのようなものになっているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

次に、診療報酬の改定について伺います。

御存じのように、中央社会保険医療協議会、中医協でありますけれども、13日の総会で公的医療保険から医療機関に支払われる診療報酬の2008年度改定案をまとめ、舛添厚生労働大臣に答申をいたしました。今回の改定で、この後期高齢者医療制度については、75歳以上の心身の特性等を踏まえるということで、外来、入院、在宅、終末期の各分野で75歳以上の医療を差別、制限する別建ての診療報酬体系を組み込みました。外来医療では後期高齢者診療料6,000円ということでありまして、これを新設して、慢性疾患を管理する医療機関を1カ所に限る。高齢者が複数の医療機関にかかることを妨げようとするものであります。また、検査、画像診断などを同診療料に含むと明記をしまして、高齢者の検査回数などがふえた場合でも、医療機関に支払われる報酬はふえないようにする制限を加えております。また、入院医療では、長期入院にならない体制をとった医療機関への評価を重視し、終末期も過剰医療をしないという確約をとるなどとした医療機関への報酬を高くするなど、75歳以上を手厚い医療から閉め出す方向を打ち出しております。もし、これが実施されれば、日本の高齢者医療は極めて劣悪なものに変質をされてしまいます。

そこで、連合長は今回の診療報酬改定についてどのような見解を持っていらっしゃるでしょうか。私は、広域連合として、国に対して、高齢者を差別し、医療から閉め出す診療報酬体系は見直すように求めるべきだと思ひますが、お考えをお聞かせください。

次に、健診問題であります。

健診内容についても、実は厚生労働省がいろいろ制限を加えております。2月6日開催した、この先ほど申し上げた担当者の会議で、75歳以上の健診対象者を絞り込む必要があると、こういう説明をされているようであります。そこではこう書いております。

既に、治療中の者については必要が薄く、必要な検査は治療の一環として行われるため対象者から除く。具体的には、健診申し込み時の質問票に、血圧を下げる薬などの使用の有無を確認する項目を設け、治療中の者を把握するなどの方法で対象者の絞り込みを行うというふうに書いております。

血圧を下げる薬、インスリン注射または血糖を下げる薬、コレステロールを下げる薬、これを飲んでいますかということで、「はい」をした人については健診の対象から外すということになっているようであります。

これはとんでもないお話であります。74歳までは高血圧の薬を飲んでいても健診ができるのに、75歳になった途端に健診の必要なしということは合理的な理由はありません。薬

の服用だけで治療していると機械的に判断することは、他の疾患を見落とすことに、そういう危険がありまして、早期発見予防に逆行すると、こんな指示は撤回するように厚生労働省に意見を上げるべきだと、このように思いますが、連合長の見解を求めます。

健診問題の2つ目は、健診料金です。

この問題は、去る11月議会で、私、取り上げさせていただきました。岡山県は、健診を市町村の実施にして広域連合は補助をする、そして健診料金は国の基準である課税3割、非課税1割を基準にして、市町村判断で徴収するというものにいたしました。私はこれは非常に問題があるということを指摘をいたしました。

そこで改めてお尋ねをいたしますが、そもそも広域連合は、西粟倉村を除いて保険料は統一料金であります。同じ保険料を払いながら、受けられる健診の料金が市町村でばらばらというのは全く筋が通らない話ではないでしょうか。まず、この点について見解をただしたいと思います。

これまで市町村で行ってきた基本健診では、70歳以上の方の健診料金は多くのところで無料になっております。無料でも健診率はそんなに高くありません。倉敷市で言えば、今無料でも50%を切っているわけでありまして。無料でも50%を切るのに、自己負担を取って健診率が上がると考えておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

そこでさらに、後期高齢者健診の各市町村の料金、ほぼ大体決まってきたと思えますけれども、広域連合としてどのように把握をされているのか、把握をされていればその数値をお示しをいただきたいと思えます。

最後に、広域連合の運営についてお尋ねをいたします。

運営協議会や懇話会、審議会といった機関の設置を私は求めてまいりました。既に7月の議会の本会議で趣旨採択された請願にも盛り込まれてきた内容であります。議会でも私が質問し、それに対して事務局長は今後検討すると答弁をいたしておりますが、いまだに設置の方向が示されていない、それは一体どういうことでしょうか。

そこでお尋ねをしたいのは、御指摘をさせていただきたいのは、議会での請願、採択の重み、議会での答弁の重みというものをどのように広域連合長は認識をされているのか、去る11月議会で申し上げましたように、全国の広域連合では、多くのところでこうした審議会、運営協議会、懇話会を設置をして、医療関係者、公募による市民、老人クラブなど幅広い人たちの意見を聞きながら広域連合を運営しています。これが本来の姿ではないでしょうか。なぜ岡山はそうした意見を聞こうとしないのか。

議長のお許しを得まして、私、資料を今配らせていただきました。これは、広域連合の、中国ブロック地方の広域連合の運営協議会の設置の状況です。そこにありますように、鳥取県、島根県、広島県、山口県、各県で広域連合、運営協議会、懇話会が設置をされまして、公募による市民、また医療関係者、議論を積み重ねてきているわけであります。

こういうものがぜひ必要だというふうに思いますが、このことについては後ほど、請願が出されておましてその審議がされるようでありますので、御答弁はこの場では求めませんけれども、私は、ぜひこれは設置をすべきだということを申し上げておきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

田辺議員の御質問にお答えをいたします。

幾つか御質問をいただいているわけですが、私からは、2つの質問にお答えをいたします。

まず最初は、県下自治体の議会で採択された意見書をどのように受け止めているかというところでございます。

後期高齢者医療制度に関する意見書は、笠岡市、新見市、奈義町、久米南町、美咲町の5市町の議会から提出されております。いずれも、保険料率の設定、保険料賦課、保険料及び一部負担金の減免、資格書の発行、高額医療・介護合算療養費の払い戻し手続等についての御要望でございます。

広域連合といたしましては、この新たに創設された医療制度を将来にわたって安定的で継続可能なものとして運営していく必要があると考えております。要望事項につきましては、適正な保険料率の設定及び賦課、独自減免制度の創設及び運用、実情に即した資格書の交付等を行うことといたしてございまして、今後とも皆保険制度の維持、公平性の確保に留意しながら、意見書の趣旨にも配慮した運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療にかかわる診療報酬についての御質問でございます。

厚生労働省によりますと、後期高齢者制度につきましては、医療の内容が制限されるのではないかといった誤解に基づく意見が同省にも寄せられているということでございます。後期高齢者医療制度においても74歳までの方と変わらず必要な医療を受けることができることや、後期高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向がありまして、こうした特性を踏まえて、後期高齢者の方の生活を支える医療を目指しますという厚生労働省の方針が示されているところであります。

広域連合といたしましては、この方針どおりの医療施策が進められるか否かを見定めながら、必要な際には必要な意見具申を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

御答弁をさせていただきます。

県民の声をどのように把握しているか、あるいはパンフレットを送った段階で相談、どんな内容、あるいはどれぐらいの件数かというお尋ねでございます。

制度周知に向けて6月に新聞折り込みをさせていただきました。また、1月にA3判両面リーフレットをお送りしたわけですが、お送りさせていただいたときから電話による皆様からのお問い合わせをいただいております。お問い合わせの内容につきましては、広域連合そのものがどんなものか、あるいは医療制度あるいは資格、それから御指摘があった保険料が幾らになるのか、それから自己負担割合とか、それから軽減の問い合わせ、さまざまな分野にわたってございましたけれども、事務局の職員が手分けして電話で対応して、問い合わせに対しては御理解を賜るように御返答させていただいたところ

でございます。

それで、問い合わせ件数ですけれども、広域連合で 552 件、市町村で約 4,800 件ということでございます。

それから、制度周知についてということで、まず被扶養者の方への周知の徹底ということでございますけれども、被扶養者の方の保険の管轄が、厚労省から社会保険庁、それから支払基金という形で流れてまいります。こういったところの、あるいは共済組合保険といったところが事業所あるいはその下部組織に対しまして、ホームページあるいはパンフレットという形で、事業所に対して周知を図っているというところでございます。

それから、障害者の方につきましては、確かに懇切丁寧な説明なりが必要だというふうには思います。ただ、広域連合といたしましてもちょっと限界があるところもありますけれども、広域連合におきまして一つの原稿を示しまして、撤回することも可能ですよと。それで、御指摘ありましたように個々の、個人の 1 人 1 人によって状況が違いますのでモデル的なものもなかなかお示しできませんが、市町村にお問い合わせいただいてそちらの方で御相談くださいという形で、市町村の広報誌への掲載、あるいは先ほども御指摘ありましたように、対象の方に個別に送付するといった形での対応をさせていただいている市町村もでございます。

それから一点、現在、広域連合において、被保険者証を送付するときに同封させていただきます小冊子、これを作成中でございます。これができたら、また市町村の窓口等へ置いて、相談の材料という形にさせていただきたいというふうに思います。

それから、開始前に保険料が引かれるということについて事前に周知ということ、御指摘にありましたように、6 日ごろに厚労省の方から突然ありました。ただ、これにつきましては、今現在保険料を厳密に算定している最中でございます。それで、3 月に被保険者証をお送りするという事で今現在頑張っておりますので、この間にまた別途、その方への個人個人への見込みという形で保険料をお示しすることは、また二重になり、あるいはまた誤解を生じる、誤解といいますか厳密な算定とそごが生じても困りますので、現実的には、個人個人にその厳密な保険料をお示しすることはまず困難であろうというふうに考えております。

それから、保険料の減免や一部負担金の減免ということでございます。

まず、保険料の減免につきましては、災害による著しい損害あるいは病気、失業等による収入の著しい減少といった場合、減免するという事を条例で規定させていただいておりますが、現在、代表市町村で構成します部会におきまして最終的な詰めを行っている段階でございます。

基準を簡単に説明させていただきますと、まず、災害による減免では、災害減免法による所得税軽減、これを参考にしながら、その損害の程度が 3 割以上で前年中の所得金額が 1,000 万円以下の方を対象とし、その損害程度に応じて減免の割合を定めるというふうにしております。それから、病気や失業等で収入が著しく減少した場合の減免基準といたしましては、県下の多くの市町村国保で取り入れております所得の減少程度によって減免の割合を定めるという方法で設けることにしております。具体的には、被保険者とその世帯の世帯主の前年中の所得金額が 400 万円以下で、所得見込が前年中の所得金額と比較して 5 割以上減少する方、その減少の程度に応じまして、減免の割合を定めていこうとしてお

ります。なお、この場合、所得減少ということが理由でありますので、負担の公平性というところから保険料の所得割部分のみを減免対象という形にしております。

それから、一部負担金につきましては、同じく災害減免法による所得税軽減と同様の基準で、災害による損害割合が5割以上で前年の所得金額が1,000万円以下の方を対象として考えております。

健診についてでございますが、前回も御答弁させていただきました、当連合といたしましては、差額が生じる、国の基準によるものと実際とに差額が生じる、あるいは一部負担金という形と申しますか、負担金を得ると申すことにつきましては、この差額分につきましては市町村の判断にゆだねると申すこと、今はお願いしているわけでございます。

理由といたしまして、差額を広域連合が負担ということになれば、やっぱり保険料に上乗せという形にしかならないということから、保険料増、負担の増大を抑えるということにつきましては、市町村の方の政策的なところも必要ではないかということでございます。それから、広域連合といたしましては、受診する方あるいは受診しない方の公平性の観点から、原則自己負担を徴収することもやむを得ないのではないかと申すふうに思います。

それで、単価の関係でございますけれども、国保と同時に受診の機会を提供していただくという形でございます。ただ現在のところ、その集約はいたしておりません。

それから、高血圧患者については健診対象から外すのはおかしいということでございますが、実際に治療を行っている方、高血圧症としての治療を行っている方は、健診という行為は既に済まれている、あるいは治療中既に病気が発見されていて検査というものは治療の一環として行われているということで、重複した項目については健診を受けていただく必要はないというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

時間が限られておりますので簡潔にお尋ねいたしますが、パンフレットを配布して問い合わせをしている方が市町村全体でも4,800件あるという、非常にたくさんの方の数だと思うのです。

問題は問い合わせもしていない人たちなのです。

さっき言ったように、こういう制度があるということ自身、変わるということ自身も知らない方が、たくさん私はおられると思う。そういう人たちにどうするのかというのは広域連合として考えないと。これはもう、知らない間に年金からどんと引かれる、それから障害者の方や扶養に入る方は、自分で手続をしなければ、これは不利益を受ける場合が出てくるわけですから。それはきめ細かな対応をしないと申す。

それは、市町村がどういうことをしているのかということと、きちっと広域連合が把握をして、必要な、やっぱり援助なり、指導なり、指摘をしていくということが、私は広域連合として必要があると思うのですけれども、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

それから、健診については、岡山県はこれ、独特なのです。独自の問題があるのです。何かと言うと、岡山県が健診に対して補助金を出しています。これは、私調べてみても、

全国で県が補助金を出しているところはほとんどない。岡山県は余りそういうお金を出さないところですけども、この健診については真っ先に3分の1負担をしているわけです。ですから、そういう意味では、広域連合として独自のいろいろなことができる要素があると私は思うのです。そういう意味では、全国统一料金にしているところがほとんどです。そんな市町村にやらせているというところは圧倒的に少ないわけで、前も申し上げましたが、18の県ではもう広域連合として健診料金は無料ということになっている。

私、ここに来る前にもう一生懸命、うちの議会事務局の人にも御協力をいただいて、県内の後期高齢者健診が幾らになっているかというのを聞いてもらいました。私も個別に、市町村の窓口で、担当者に聞かせていただいたところもあるんですけども、非常に開きがあります。ゼロのところも、ちょっと名前は全部言いませんが、もう無料ということも決めている自治体がある。一番高いところは2,400円です。ゼロと2,400円ですよ。同じ保険料を払っておいて、住んでいるところで健診料金がゼロというのと2,400円。こんなに開きがあるというのは、だから、本当に問題だと思うのですよ。

少なくとも、大体平均のところを押さえるというのだったらまだわかりますが、ゼロと2,400円。こういう事態になってしまっていることについて、広域連合としてどう考えるのか。

それはもう市町村が勝手におやりになるのですからよろしいですということには、私はならないというふうに思うので、それはきちっと調整をする必要がありますし、やはりこれは、県は県として一定の方向を決めないといけない問題だと。同じ保険料を払っているのですから。

保険料が別だったらまだわかります。同じ保険料を払っていて、その保険料の中で健診をするということになっているわけですから。それは基本的には統一の料金にすべきでありますし、70歳以上は今まで無料であったわけですから、これは無料にするということが当然だというふうに思います。

この点について、聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

制度周知をもっと徹底すべき、あるいはきめ細かい相談、市町村に対する指導というのはこれからもやっていきたいというふうに思います。

実際に物を見られないとどうしようもないというところはあるのですけれども、医療機関のところは今度ポスター等も張らせていただくようにしております。医療機関へ行かれる方につきましては、使われる方につきましては、そういった格好等を通じましても、お知らせといいますか、していただけるのではないかなというふうに考えております。

それから、健診の費用、これが差が大きいというところがございますが、根本的に県内統一の健診費用が設定できなかったというところもございます。地域で県内の南と北、あるいは医師会等の関係で、なかなか県内統一の健診料というものが決定できませんでした。まあこれは国保についても同様なものなのですが、そういった事情があつて、でもなおかつこの市町村におかれましては、今までと同様にするからゼロと、あるいは財政運営上の問題から2,400円という形もあるかもわかりませんが、これは今のところ広域連合と

して、どうしてもここを埋めなければならない、あるいは埋めるために手段をどうするかというところまではでき上がっておりません。

御要望にはお答えできかねるかもわかりませんが、これから運営していく中で、できるだけ健診は受けてくださいよと、負担がふえるかもわからないけれども受診はしてくださいよという願いをする以外ないというふうに思います。それで、市町村でそれなりの政策的に補助をしていただければ、それはそれで非常にありがたいことだというふうには思いますけれども、広域連合として費用負担をする、あるいは統一をする、これはなかなか難しいものだというふうに思います。

○議長（中村 勝行君）

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

健診の問題は、前から私申し上げているので、今の時点でなかなか、その前のときにきちっと議論してほしかったですね、運営協議会もないわけでありますから。そういう中で事務局案で行ってしまっているというところに問題があるわけで。

先ほど言われましたけれども、国保と広域連合は違うのです。国保は市町村で保険料を定めているわけですから、市町村によって健診、今度始まる特定健診の健診料が違うというのはまだ理解はできるのです。保険料が、保険が違うのですから、保険料が。ところが、この後期高齢者はこの広域連合で一つの保険をつくっています。それで、全部同じ料金にしているわけです。その中で受けるサービスが違うというのは、これは考え方としておかしいのではないかということです。そこはきちっとしないと。

ゼロと2,400円で、隣を境にしてですね、隣に行ったら2,400円、こっちはゼロじゃいうて、それは余りにもひど過ぎると思うのですよ。これはぜひ広域連合として統一した料金にできるように、どういうことができるのかぜひ考えていただいて、こういう不公平なことにならないように対策をぜひとっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

答弁はよろしいか。

要望ですか。答弁はよろしいか。

○1番（田辺 昭夫君）

答弁することがなければ。

○議長（中村 勝行君）

よろしいか。

以上で通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第4 議案第1号「平成19年度岡山県後期高齢者医療 広域連合一般会計補正予算（第4号）」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第4、議案第1号「平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正

予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第1号「平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成19年度の最終補正予算となりますので、事業の確定、進捗状況に合わせた補正予算となっております。

補正予算額は、8,610万8,000円を減額し、総額4億4,127万6,000円となっております。

歳入の主な補正のうち、市町村負担金は1億1,642万2,000円の減額であります。これは市町村負担の必要額の調整によるものであります。国庫支出金、県支出金は、それぞれ準備のための補助金の歳入であります。

次に、歳出でございますが、減額の主なものといたしましては、情報管理費7,213万3,000円、予備費990万円が主な減額となっております。

以上、簡単ではございますが、今回の補正予算の概要説明とさせていただきます。詳細につきましては事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

内容については、説明書で御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入は、1款、市町村からの事業費負担金を1億1,642万2,000円減額し、2款国庫支出金で、システムの設置設定などを対象とする老人医療費適正化対策事業費補助金として2,005万円を歳入するため、2,004万9,000円を増額します。3款財産収入及び5款諸収入に預金利子相当額を増額し、次のページになりますけれども、県支出金で国庫補助対象外のシステム整備に充当するために、後期高齢者医療制度創設準備支援事業費補助金として1,000万円を予算化しようとするものでございます。

次に歳出について、主なものを御説明いたします。

11ページからになります。

1款議会費は、実績見込みにより54万5,000円減額します。それから、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、執行見込みにより202万2,000円を減額し、2目情報管理費では、業務委託料のうちで業務支援委託がシステムエンジニアの人数減あるいは期間短縮により2,527万1,000円、電算機器借上料5,081万2,000円を標準システムの配付時期に合わせて始期を変更したことにより減額いたします。その一方で、電算室に今1台入っておりますけれども、もう1台非常用の空調機器を設置するものとして330万5,000円を備品購入に充てております。データセンターの共益費相当額100万8,000円を施設負担金として組み替え計上をいたします。2項選挙費、3項監査委員費は、実績見込みによ

りそれぞれ2万8,000円、7万7,000円を減額しようとするもの。さらに、3款民生費では時間外手当及び普通旅費で140万5,000円を、4款予備費990万円を減額しようとするものでございます。

14ページに、この補正に伴いまして合計4億586万9,000円となる市町村事務費負担金の各市町村の負担分の補正明細をつけております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第1号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 議案第2号・議案第3号

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第5、議案第2号「平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第3号「平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第2号「平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第3号「平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

平成20年度から後期高齢者医療制度が本格実施されますので、主として広域連合組織の運営に係る予算を一般会計で、医療制度に係る予算を特別会計として計上いたしております。

まず、一般会計でございますが、予算総額は1億7,997万円で、19年度当初予算と比較しますと3億819万2,000円の減となっております。この減の要因といたしましては、制度実施のための電算システム構築に係る経費の減額と業務関係経費を特別会計に移行したことによるものであります。

次に、特別会計は、新たに平成20年度から設置し、医療費関係経費を明確化するものであります。予算の算定数値は、11月臨時議会で御承認いただいた医療に関する条例におきまして保険料等を試算したときに使用した金額をそのまま用いております。予算総額は1,909億1,507万2,000円としております。

歳入につきましては、市町村、国、県からの負担金、支払基金からの支援金を初め、制度上定められています財源を計上しております。

歳出、特に保険給付費は予算のほぼ99%を占めていますが、制度上負担義務に伴うものであります。予備費は20年度徴収保険料の21年度への繰越見込額となっております。

詳細につきましては事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議賜り適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

まず、一般会計予算案につきまして御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,997万円と定める。2項、歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございますが、内容につきましては後ほど説明書の方で御説明いたします。第2条では、自治法の規定により項間で歳出予算の流用ができる場合は、給料、職員手当及び共済費と定めております。

それでは、歳入歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、これは各市町村に負担していただく事務費負担金ですが、本年度予算額1億7,727万3,000円で、前年度予算額の4億8,815万7,000円に比べて3億1,088万4,000円の減額としております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金ですが、これは西粟倉村に適用される不均一保険料によって生じる不均一保険料との差の2分の1相当額、134万7,000

円が保険料不均一賦課国庫負担金として国から補てんされるものでございます。

同じく、3款県支出金に、134万7,000円を県負担金として県から補てんされるというふうになっております。

以上が、歳入の主なものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

1款議会費では、連合議会年2回定例会ということで、その予算として96万1,000円を計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、連合長などの報酬24万3,000円、総務課職員の時間外勤務手当80万円、旅費10万7,000円、消耗品等需用費として130万8,000円をそれぞれ計上いたしております。12ページをお願いいたします。12節役務費では電話料、郵便料等通信運搬費151万8,000円、それから、被保険者の償還金等振込手数料727万7,000円などで、計881万4,000円でございます。被保険者への償還金等の振り込みにつきましては、特別会計で見るのが本来かとも思いますけれども、一つのシステムの中で行いますので総務費の中で一括して計上させていただいております。13節委託料では、財務会計等電算機保守委託料91万4,000円など、合計144万2,000円を計上しております。

14節使用料及び賃借料では、財務会計にかかわる機器の使用料、あるいは光ケーブル使用料などの電算機器の借上料410万9,000円を主なものといたしまして、合計462万2,000円を計上しております。次に、19節負担金補助及び交付金では、職員の派遣にかかわる負担金1億4,832万3,000円、及び事務所使用に係る施設負担金932万3,000円を主なものといたしまして、1億5,766万2,000円を予算計上いたしております。2目の情報管理費につきましては、業務系の電算システム経費を特別会計に計上のため一般会計では予算計上いたしておりません。次に、13ページでは、2款総務費、2項選挙費で、選挙管理委員会及び議会議員の選挙に係る費用をそれぞれ、2万9,000円及び8万6,000円を計上いたしております。2款総務費、3項監査委員費につきましても、監査委員にかかわる費用10万円を計上いたしております。

3款民生費につきましては、歳入で御説明いたしました不均一保険料にかかわる保険料の補てんとして、国、県から歳入した額を特別会計に繰り出すものとして269万4,000円を計上しております。

14ページでは、予備費として100万円を計上しております。

15ページには、一般会計予算にかかわる事務費負担金合計額1億7,727万3,000円の市町村ごとの内訳を載せてございます。

続きまして、議案第3号、特別会計について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,909億1,507万2,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございますが、内容については、後ほど説明書の方で御説明いたします。第2条では、自治法の規定により項間で歳出予算の流用ができる場合を保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合というふうに定めさせていただいております。

内容につきましては、7ページ以降の予算説明書で御説明いたします。7ページをお願いいたします。

7ページには、歳入歳出の事項別明細、それから8ページには、歳出の事項別の明細の総括をお示ししております。

まず、歳入について、7ページでございますが、市町村、国、県からの支出金、若年層から後期高齢者の医療費の支援金であります支払基金交付金、それから高額な医療費に対する特別高額医療費共同事業交付金、繰入金、諸収入で構成いたしております。

8ページでございますが、歳出につきましては、事務費等の総務費、それから医療費等の保険給付費、それから県財政安定化基金拠出金、これは保険料未納リスクあるいは給付の増加リスクによる広域連合の財政影響に対応するため、県に基金を設置し、国、県、広域連合それぞれ3分の1ずつ積み立てるものでございます。それから、高額な医療費に対して拠出金として拠出する特別高額医療費共同事業拠出金、保健事業費、諸支出金、予備費で構成しております。

9ページから、歳入歳出について少し詳しく御説明いたします。

まず、歳入の1款市町村支出金、1項市町村負担金でございますが、1目事務費負担金につきましては、市町村から負担金として、事務費の負担金としていただくものであります。5億2,192万2,000円になります。2目保険料等負担金につきましては、市町村で徴収していただく保険料等負担金として納めていただくもので197億652万4,000円。それから、3目療養給付費負担金につきましては、療養給付費総額の12分の1を各市町村の給付費に応じて納めていただくもので147億8,328万7,000円。そして合計で350億1,173万3,000円を計上しております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金でございますけれども、1目療養給付費等負担金につきましては、総額、医療給付費の総額の12分の3を負担していただくもので443億4,986万2,000円。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万を超えた部分につきましては、国、県それぞれ4分の1ずつ負担するもので3億7,820万3,000円で、計447億2,806万5,000円でございます。2款国庫支出金、2項国庫補助金でございますが、1目調整交付金につきましては、療養給付費等対象経費のおおむね12分の1と、それから所得係数に応じまして補助していただくというもので159億2,555万3,000円。2目保健事業費補助金につきましては、健診事業に対する補助で7,569万7,000円、計160億125万円を計上しております。

3款県支出金、1項県負担金でございますが、1目療養給付費等負担金については、対象経費の12分の1で147億8,328万7,000円。2目高額医療費負担金につきましては、国と同額3億7,820万3,000円、計151億6,149万円を計上しております。3款県支出金、2項県補助金でございますけれども、1目総務費補助金につきましては、レセプト点検指導員ということで、雇うことを予定しておりますが、その賃金の2分の1を県が補助していただくもので120万5,000円。2目保健事業費補助金につきましては、国と同額の7,569万7,000円、計7,690万2,000円を計上いたしております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金でございますが、1目後期高齢者交付金は、療養給付費等の4割を交付されるもので796億8,154万1,000円を計上しております。

5款特別高額医療費共同事業交付金、1項特別高額医療費共同事業交付金、レセプト1件当たり400万円を超える医療費が対象でございますが、国保中央会が各広域連合の拠出金により交付金として交付するもので1,636万2,000円を計上しております。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金でございますが、西粟倉村の不均一保険料の差額部分について一般会計から繰り入れするもので 269 万 4,000 円でございます。

7 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料でございますが、延滞金及び過料についてそれぞれ 1,000 円ずつ、計 2,000 円を計上しております。2 項預金利子でございますが 1,000 円を計上しております。3 項雑入、1 目第三者納付金につきましては、交通事故等によるもので後から徴収するもの 2 億 2,033 万 8,000 円。2 目返納金につきましては、不正利得返還金で 1,468 万 2,000 円。3 目雑入は、レセ点の嘱託職員の労働保険料等個人負担分で 1 万 2,000 円でございます。計 2 億 3,503 万 2,000 円を計上しております。

続いて、13 ページからの歳出について御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費でございますが、1 目一般管理費につきましては 4 億 4,667 万 8,000 円です。主なものにつきましては、レセプト点検指導員の賃金として 210 万 6,000 円。それから、役務費 2 億 7,766 万 2,000 円で国保連への電算処理手数料あるいは医療費通知等の作成手数料が主なものでございます。13 節委託料 8,836 万 2,000 円で、電算処理システム保守、それから業務支援の委託料が主なものでございます。14 節使用料及び賃借料 7,241 万円は電算機器のリース料でございます。2 目連合会負担金につきましては、レセプト点検などの共同事業負担金で 7,646 万 1,000 円を計上いたしております。1 款総務費の合計といたしまして、5 億 2,313 万 9,000 円を計上いたしております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費でございますが、1 目療養給付費につきましては、医療費等の療養給付費が主なものでありまして 1,808 億 2,402 万 8,000 円。2 目訪問看護療養費につきましては 3 億 4,242 万 9,000 円。3 目移送費は 1 万円。4 目審査支払手数料、国保連への審査支払手数料でございますが、5 億 9,699 万 4,000 円。計 1,817 億 6,346 万 1,000 円を計上しております。2 款保険給付費、2 項高額療養諸費は 62 億 6,903 万 1,000 円。3 項その他医療給付費は、葬祭費として 7 億 3,145 万円を計上しております。

3 款県財政安定化基金拠出金、県財政安定化基金拠出金として 1 億 4,267 万円。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費というものが対象となっており、国保中央会に拠出金として拠出するもので、事務費と合わせて 1,650 万 3,000 円を計上いたしております。

5 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費で、市町村に健診事業に対する補助金として交付するもので 2 億 3,553 万 4,000 円を計上いたしております。

それから、6 款諸支出金として、償還金及び還付加算金として 10 万円。

7 款予備費として 12 億 3,318 万 4,000 円を計上しております。

20 年度においては黒字決算となるということで、平成 21 年度への繰り越しの予定でございますが、主な理由といたしまして、保険料試算につきましては、20 年度、21 年度の 2 年間の総額で試算しております。特に費用額の大半を占める医療費等の給付につきましては、20 年度から 21 年度の伸びにつきまして 5.6% ということで試算しております。医療給付費総額につきましては、21 年度の方が多くなるということになります。しかし、保険料につきましては、この 2 年間は、同率で試算いたしておりますので、試算して徴収することになりますことから、平均した保険料が入ってくるということになりますので、20 年度についてはその部分だけ黒字決算という形になる予定でございます。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第2号及び議案第3号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後2時52分 再開

○議長（中村 勝行君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

会議録署名議員の追加指名について

○議長（中村 勝行君）

ここで会議録署名議員の11番、古市健三議員が公務のため早退されましたので、新たに会議録署名議員の追加の指名をさせていただきたいと思います。

13番、佐藤友彦議員を会議録署名議員に追加させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第2号及び議案第3号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

時間が経過しておりますので、簡潔に3点お尋ねをいたします。

まず、この2号、3号にかかわりまして、アンケートの問題であります。

この問題、私は8月議会また11月議会でも取り上げさせていただいて、19年度については、住民からのアンケートについては予算計上されておりました。その際、事務局長は、今後機会を見ましてアンケート調査を実施していきたいと考えておりますという答弁を、11月の議会でもいただいておりますけれども、20年度の予算にそのアンケートの実施は含まれているのでしょうか。含まれているとすればどの項目に入っているのか、お聞かせください。

二つ目は、収納率の問題であります。

保険料収入、御案内のように年間 18 万円以上の人については特別徴収ということで、年金から天引きでありますけれども、未満の方については自分で納めるということになります。そうすると、収納率 100%ということにはならないわけでありまして、これ、収納率は一体幾らと見込んでおられるのか、またこの普通徴収になる方、先ほど申し上げた 4 万 9,638 人のうち、収納率はどのくらいを見込んでいるのか。

三点目でありますけれども、保険料の減免また一部負担金の減免、これについては基準を設けて行うということで、先ほども御答弁があったわけでありまして、この減免の原資は基本的には保険料で賄うということではないかというふうに思います。7割、5割、2割の法定減免については県からの補助があるというふうに思うわけですが、独自減免については保険料で賄うということになりますと、この予算は一体どういう形でこの中で反映されてくるのか、そのことについてお聞かせいただきたい。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいまの田辺議員さんの御質問にお答えいたします。

アンケート経費でございますが、特別会計予算の方の総務費、一般管理費、通信運搬費の中に 72 万円を予算で。この根拠といたしましては、90 円の郵送料等を 4,000 件、その往復分でございます。

中身につきましては、これからどういった問題、問いかけ方をすることについては検討いたしますけれども、制度についてどのようなことがあったか、何か不便なことはなかったかというようなことをいろいろとアンケートしていきたいと思ひまして、その分析なりにつきましては職員の方で考えていこうというふうに考えております。大体 4,000 件のうち、回収率を 50%と見まして、2,000 件である程度の有意数は出てくるのではないかと考えております。

それから、保険料試算の際の普通徴収の収納率ですけれども、全体で 98.6%と見込んで保険料算定をさせていただいておりますが、そのとき特別徴収予定収納率 100%、普通徴収は 93.15%というふうな形で見込みをさせていただいております。

それから、広域連合が独自減免をした場合のその財源はということですが、御指摘のとおり保険料で賄うこととなりますが、これは、実際には、今回の予算では想定しておりません。実際に出てきた段階ですけれども、実際平成 20 年度につきましては、予備費として計上いたしておりますように、かなりの額が保険料として繰り越しされる予定になっておりますので、20 年度については、その分については心配ないというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

1 番、田辺議員。

○1 番（田辺 昭夫君）

アンケートについては実施をされるということで了解をいたしました。ぜひ皆さんの意見がしっかり吸い上げられるようなアンケートにさせていただきたいと思っております。

それから、収納率なのですけれども、今、普通徴収の人については 93.15%ということ

を言われたと思うのですけれども、倉敷市の介護保険料のいわゆる普通徴収の収納率というのはすごく低いのですよ。平成19年度が71.7%、平成20年1月の収納率が66.8%ということで、そういう意味では、いわゆる自分で納めなければいけない低所得の方の収納率がここ数年極端に落ちているという状況があるわけです。ですから、そこら辺はよく見込んでおかないと、予算上、そごが出てくるという可能性もありますので、ここはよく考えていただきたい。それだけ負担というのは、大変な、今、高齢者の生活実態があるということを私は反映しているのだろうと思いますので、そこら辺をよく見る必要がある。これについてお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

それから、減免については、結局予算上新たなものは組んでいないけれども予備費として一応あるのでそれを使う予定だというふうに理解してよろしいのですか。お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

普通徴収の93.15%が高過ぎるのではないかという御意見でございますが、実際に我々が算定するときには、過去3年間の介護保険料等の徴収率を調べさせていただきまして、この93.15%でいだろうということで判断させていただきました。

実際にこれから徴収を行っていくわけですが、それにつきましてかなりの未納等が発生しますと、次年、22年度からの保険料の方にまたはね返るといような事態が生じてきます。できるだけ収納、回収というものをお願いしたいというふうに思います。

それから、減免をした場合、実際に支出する額は収納した額、保険料等で賄っていくということだと思います。

○議長（中村 勝行君）

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

要望ですが、先ほど申し上げたように、年金額が、1万5,000円に満たない方の収納率というのは、介護保険の場合、ここ数年落ちているという現状があるわけなので、ですから私最初に申し上げた、一般質問で申し上げたそういう部分についての減免制度をきちんとつくっておかないと、収納にそごが生じる。そのない方からとりあえず取れ取れというふうにはいかない現状もあるわけですから、それについてはぜひ検討していただきたいということを要望として申し上げておきます。

○議長（中村 勝行君）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、発言を許可いたします。

1 番、田辺議員。

○1 番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議案第 2 号、第 3 号について討論を行います。

この予算については、20 年度から本格実施をされる後期高齢者医療制度、一般会計と特別会計の予算であります。先ほど一般質問でも申し上げましたように、この後期高齢者医療制度、高齢者を年齢で区別し診療報酬で差別するという、世界でも類を見ないような、私は最悪の制度になる、そういう危険性が極めて高いというふうに思っております。このまま実施をすべきではないという立場でございまして、この予算については反対をさせていただきます。

だれもが安心してかかれる医療制度をつくって、長生きしてよかった、長生きしてありがとうと、そう言われる社会こそ求められているということを強調して討論いたします。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 2 号及び議案第 3 号を採決いたします。

まず、議案第 2 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 勝行君）

起立多数です。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 3 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 勝行君）

起立多数です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 6 議案第 4 号・議案第 5 号

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 6、議案第 4 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 5 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第4号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、職員の育児休業等に関する条例は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づきまして職員が育児休業する際の要件等を規定しているわけですが、再度の育児休業をすることができる特別な事情の追加、あるいは職場復帰後における給料の号給の調整など、同法の改正に伴い規定を整備しようとするものです。

次に、職員の給与に関する条例につきましては、人事院勧告のとおり、給料表、扶養手当、勤勉手当の支給割合を改正するものです。ただし、この条例につきましては、広域連合に職員として採用された者に適用されるもので、現在派遣されている職員に適用されるものではございません。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第4号及び議案第5号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第4号及び議案第5号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第7、議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第6号は、臨時特例基金を設置するため基金条例を制定するものでございます。

この基金は被扶養者であった被保険者の保険料につき、平成20年4月から9月までの保険料凍結、10月から翌年3月までの9割減額とする激変緩和措置に伴いまして、凍結により不足する保険料分を平成19年度中に国が交付金として交付することとなったため、受け皿として岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金を設置するものでございます。よって、使途といたしましては、保険料が充当される費目または凍結に関する広報ということになります。また、この基金条例は平成21年度末で失効いたしまして、その時点で基金に残額が発生した場合については、その残額を国庫に清算することになります。

なお、基金の額につきましては、積立額が明らかになるのが3月の予定でございます。今回の補正には間に合っておりませんので、このたびは基金条例だけを設置するをお願いをするものでございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第6号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第6号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8 議案第7号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第8、議案第7号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

この議案は、岡山市町村総合事務組合を組織する美作特別養護老人ホーム組合が解散によって脱退、それから岡山県井原地区清掃施設組合の加入を承認するとともに、井原市、井原地区消防組合及び岡山県井原地区清掃組合の議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害補償に関する事務を共同処理する。そのために規約を変更するというので、その規約を変更するためには加盟している組織の議決が必要ということでございます。この規約変更につきまして、それを承認する議決をお願いしようとするものでございます。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第7号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第7号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。
これより、議案第7号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。
ここで暫時休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時45分 再開

日程第9 請願第2号「「運営協議会」（仮称）の設置を求
める請願」

○議長（中村 勝行君）

それでは、再開いたします。

日程第9、請願第2号「「運営協議会」（仮称）の設置を求める請願」を議題といたします。請願文書表をお手元に配付しておりますのでごらん願います。

お諮りいたします。

請願第2号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

それでは、請願第2号について、紹介議員の説明をお願いをいたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

請願第2号についてでありますけれども、これは請願趣旨のところに書いておりますけれども、広く住民、専門家等の意見を取り入れる機会をこの広域連合の中につくってほしいというのが趣旨であります。請願項目の中に「運営協議会」（仮称）というふうに書いておりますけれども、これは運営形態にこだわることなく、懇話会、いろいろ呼び方があ

ると思いますが、趣旨のようにいろんな方の意見を取り入れる機会という形でつくってほしいということですので、ぜひこれは採択をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより請願第2号を採決いたします。

この採決は、請願第2号を採択することに賛成の方の起立によって行います。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 勝行君）

起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年2月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

午後3時47分 閉会

一般質問発言通告一覧表

氏名	件名
田辺昭夫	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県下自治体での意見書採択について ○ 県民の声について ○ 周知について ○ 健診について ○ 保険料減免 ○ 一部負担金減免 ○ 運営協議会の設置

議案質疑発言通告一覧表

氏名	議案番号	質疑内容
田辺昭夫	議案第2号	○ 総務費について
	議案第3号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料について ○ 保険給付費について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 中 村 勝 行

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 古 市 健 三

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 奥 村 忠 夫

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 佐 藤 友 彦